

別添 1

採用募集活動広報啓発用動画の企画・制作業務仕様書

1 委託業務名

採用募集活動広報啓発用動画の企画・制作業務

2 目的

就職活動をしている、又は、これから就職活動を始めようとしている学生等に、島根県警察の活動を魅力的に発信し、警察業務に対して興味関心を持たせることを目的とする。

3 委託期間

委託契約の日から令和7年11月28日

4 企画・制作業務

- (1) 視聴者に対し、警察業務に興味関心を持たせ、島根県警察で働いてみたいという感情を形成する内容のショート動画を企画・制作すること。
- (2) 前記動画にあわせて、視聴者の印象に残る15秒CM用（テレビ等）の動画を企画・制作すること。
- (3) 「他県ではなく島根県で警察官になること」をコンセプトに、警察の活動と島根県内の観光名所等を織り交ぜる等、他県警察との差別化を図る内容の動画を企画・制作すること。
- (4) 提案作品の絵コンテを基に、警務課採用係を含めた協議を行い校正し、絵コンテ確定後、撮影やナレーション及びBGM等の編集を行うこと。
- (5) 出演者やナレーターについては、制作業者が準備し、費用は委託料に含めるものとする。
なお、出演者については、島根県警察職員を出演させることも可能とする。
- (6) 撮影には、島根県警察職員が同行する場合がある。
- (7) 動画等に使用する音楽や画像等の素材については、各種著作権・肖像権処理を実施すること。
- (8) 動画制作に係る協議は、その都度、警務課採用係を含めて行うこと。
緊急の場合は、島根県警察本部の指定する日時・場所で協議を行う。
- (9) 動画等の内容は、仕様や協議の決定事項等が適正に反映されているかを島根県警察本部の確認を受け、その時点で修正が発生した場合には、速やかに対応すること。
- (10) 制作した動画等（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真、受託者が編集した映像等を含む）は、島根県警察ホームページ等への掲載、CMによる放送、警察職員採用募集活動等の各種イベントで活用するほか、

下記媒体において無償で二次使用を可能とすること。

ア 島根県警察本部若しくは島根県警察本部が指定する者が運営・作成するウェブサイト、紙媒体、SNS及びデジタルサイネージ等

イ その他、島根県警察本部が効果的と認める媒体

(11) 制作された著作物の著作権、版權、撮影した動画データ等の一切の権利については、島根県警察本部に帰属するものとする。

(12) 制作した著作物等について、島根県警察本部が期限を設けず掲載すること等について同意することとし、各種著作権・肖像権処理を実施すること。

5 成果物

(1) 動画等

ア ショート動画（30秒～1分以内） 3本

DVD-Video（15枚）及びプリント（15枚、ケース、ケースラベル、デザイン付円盤）を納入すること。

イ CM用動画（15秒） 3本

XDCAM各5枚及びYouTubeで再生可能なデータに変換し、DVD-Video（3枚程度）を納入すること。

(2) 納品書

成果物にあつては、納品書により島根県警察本部へ通知すること。

6 納入期限

令和7年11月28日（金）

7 納入場所

島根県警察本部

8 暴力団排除措置について

受託者は、島根県暴力団排除条例（島根県条例第49号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年6月30日島根県告示第454号）の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない細部の事項については、島根県警察本部に照会し、その指示に従うものとする。